

認定された等級の下位への変更について

等級の認定について

- 建設工事の営業種目のうち、土木一式、建築一式、電気、管、舗装にあっては、A、Bの2つの等級に区分しています。(土木一式はA、B、Cの3つの等級)
- 等級については、客観的事項の「総合評定値」(経審P点)と主観的事項の「主観点数」(本市独自の評価)を合算した総合点数により、「等級区分・発注標準金額表」の区分に応じて認定しています。

等級区分変更の申出

- 等級区分の変更とは、前項の土木一式などについて、今回認定した等級を下位の等級に変更することを言います。
 - ・ 具体的には、等級区分の変更を申し出ること、主観点数を0点とした総合点数により、認定を受けた等級の下位の等級に新たに認定されることです。

例 X社

営業種目	等級	総合評定値	主観点数	総合点数
土木一式	A	855	10	865
舗装	A	770	10	780

土木一式

土木一式の総合点数は865点であり、現在の等級はAである。主観点数(10点)を除き、総合評定値(855点)のみで等級を決めると、新たな等級はBとなるため、申出の対象となり、申出をした場合新たな認定等級はBとなる。

舗装

舗装の総合点数は780点であり、現在の等級はAである。主観点数(10点)を除き、総合評定値(770点)のみで等級を決めても、等級はAのままであるため、申出の対象とはならない。

- 等級ごとに発注標準金額が定められていますので、十分検討した上で、変更を希望する場合は、等級変更申出書を提出してください。
- 今回の認定期間においては、一度変更した等級を再び元の等級へ戻すことができませんのでご注意ください。

等級変更に伴う認定

- 改めて認定した等級に基づき、資格の認定を通知します。
 - ・ 等級変更後の「総合点数」は、主観点数を0点とした点数として取り扱います(総合点数 = 総合評定値となります)。ただし、主観点数の元になった評価項目の実績まで否定するものではありません。
 - ・ 等級変更に伴い、発注標準金額が変わります。
- 等級区分の変更の申出をされた場合、主観点数を0点として認定しますが、本市発注の評価型競争入札(インセンティブ入札)における「型」(主観点数型)の入札には参加申請可能です。また、上記の入札に参加される際には、等級変更前の競争入札参加資格認定通知書の写しを契約課まで提出してください。
- 主観点数の内訳など自己情報を確認したい場合は、契約課へ連絡してください。

等級区分変更の申請方法について

- (1) 申請方法
 - ・ 書面により申し出てください。(様式は別添の申請書様式を参照し作成してください)
 - ・ 簡易書留による郵送又は持参で提出してください。
 - ・ 競争入札参加資格認定通知書の写しを添付してください。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期間
 - 令和3年3月26日から令和3年4月1日まで(必着)
 - 期限が過ぎた場合は、等級変更の申出は一切お受けできませんので、必ず期間内に提出してください。**
- (4) 宛先
 - 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所 契約課
- (5) 認定期間
 - 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- (6) 申請書様式
 - 別紙(等級変更申出書)のとおり